

採用年度	平成 28 年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	人文学
受付番号	20160000

※すでにご連絡しておりますとおり、個人番号の提供については別途依頼しておりますので、本申告書に「個人番号」を記入する必要はありません。

不足控除証明書提出予定日: 11 月 4 日  
 ※最終期限は11月17日です。

JSPS使用欄:  
 自筆で記入の場合も必ず押印。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 麴町 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 独立行政法人 日本学術振興会 <small>*この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。</small>	(フリガナ) あなたの氏名 <戸籍名> あなたの住所 又は居所	ガクシン タロウ 学振 太郎 〒123-4567 東京都〇〇〇〇区〇〇 1-2-3	学振
	給与の支払者の法人番号			
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区麴町5-3-1			

保・記入例  
 給与の支払者(フリガナ)

記入項目漏れ注意必須。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

生命保険料控除	一般の生命保険料	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)		給与の支払者の確認印	
								(a)	(b)		
	〇×生命	養老	10年	学振 太郎	学振 花子 妻	新	旧	25,000	円		
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	25,000	円	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	22,500	円	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	円	計(①+②)	③	
	(a)の金額の合計額	C	円	Cの金額を下計算式Ⅲ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤)	⑥	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤)	⑥	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	円	計(④+⑤)	⑥	
	計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		生命保険料控除額計(④+⑤+⑥)		(最高120,000円)				
	A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式				
	20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額				
	20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円				
	40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円				
	80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円				
地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印	地震・旧長期		円
									地震・旧長期		円
	Aのうち地震保険料の金額の合計額		B	円	Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C	円	Bの金額(最高50,000円) + Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、C×1/2+5,000円)※		(最高50,000円)

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)	円			
配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の明・大 生年月日 昭・平			
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				
非居住者である配偶者	生計を一にする事実			
<input type="checkbox"/> 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。				
<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。				
所得の種類	収入金額等(a) 必要経費等(b) 所得金額(a-(b))			
給与所得①	円 650,000 (マイナスの場合は0)			
事業所得②				
雑所得③				
配当所得④				
不動産所得⑤				
退職所得⑥	(退職所得控除額)			
①~⑥以外の所得⑦	(うち特別控除額) 円(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)			
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)		A 円		
<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除額の早見表				
A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B	
0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円	
380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円	
400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円	
450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から799,999円まで	30,000円	
500,000円から549,999円まで	260,000円	800,000円から849,999円まで	0円	
550,000円から599,999円まで	210,000円			
配偶者特別控除額		早見表欄の金額		
円		円		
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	国民年金	日本年金機構	学振 太郎	本人 195,120 円
	国民健康保険	東京区	学振 太郎	本人 197,179 円
	合計(控除額)			392,299 円
小規模等掛金控除	種類		あなたが本年中に支払った掛金の金額	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金		円	
	個人型又は企業型年金加入者掛金		円	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		円	
	合計(控除額)		円	

この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

※国民健康保険・国民年金は社会保険料控除欄に記入。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。